

別表五(一) 「利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書」

1 利益積立金額の計算に関する明細書

(1) この明細書の用途

この明細書は、法第2条第18号及び令第9条《利益積立金額》に規定する利益積立金額を計算するために使用します。

(2) 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「区分」の「 積立金 2 」以下の空欄	「利益準備金 1」以外の利益積立金額（税務上の否認金額のうち留保した金額を含みます。）について、その名称を記載します。	
「 期首現在利益積立金額① 」	前期分のこの明細書の「差引翌期首現在利益積立金額④」又は平成 18 年改正前規則別表五(一)の「差引翌期首現在利益積立金額⑤」の各欄の金額（更正又は決定があった場合には、その際にお知らせしてある金額）を移記します。	この申告が中間申告であるときは、この欄だけを記載し、「当期の増減」及び「差引翌期首現在利益積立金額④」欄の記載は必要ありません。
「 当期の増減 」	原則として、「減②」には別表四の「減算」の「留保②」の金額を、「増③」には別表四の「加算」の「留保②」の金額を、その内容に応じて記載します。この場合に別表四の「減算」欄に記載した「仮払税金（仮払法人税額、仮払道府県民税額又は仮払市町村民税額）」については「増③」に△印を付けて記載します。 なお、次のような場合には、別表四と関係なく次により記載します。 (1) 納税充当金を取り崩して、法人税（利子税、延滞税を除きます。）、道府県民税又は市町村民税の額を納付した場合には、「納税充当金 27」の「減②」にその合計額を記載するとともに、「未納法人税 28」、「未納道府県民税 29」又は「未納市町村民税 30」の「減②」にこれらの税額をそれぞれ記載します。 (2) 当期の中間納付額として納付すべき法人税、道府県民税又は市町村民税の額がある場合には、納付の有無に関係なく、別表五(二)の「当期発生税額②」の「3」、「9」及び「14」の金額を「未納法人税等 28～30」の「増③」の「中間」欄にそれぞれ記載します。 (3) 当期中に支払を受ける利子等（当期末までにその利払期の到来しているものに限り。）に係る道府県民税利子割額がある場合には、納付の有無に関係なく、別表五(二)の「利子割 8」の「当期発生税額②」の金額を「未納道府県民税 29」の「増③」の「中間」欄に記載します。 (4) 中間配当積立金等を取り崩して剰余金の配当（資本剰余金の額の減少に伴うものを除きます。以下同じ。）若	(1) 別表四の「加算」の「損金の額に算入した法人税（附帯税を除く。）2」、「損金の額に算入した道府県民税（利子割額を除く。）及び市町村民税 3」及び「損金の額に算入した道府県民税利子割額 4」の「留保②」の金額については、「未納法人税 28」、「未納道府県民税 29」及び「未納市町村民税 30」の「減②」にそれぞれ記載します。 (2) 当期中に剰余金の処分により積み立てた準備金等の金額で損金の額に算入するものについては、その積立額を「当期の増減」の「増③」に記載し、別表四において「減算」欄に記載した金額を「当期の増減」の「増③」に△印を付して記載します。

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	しくは利益の配当又はいわゆる中間配当（資本剰余金の額の減少に伴うものを除きます。以下同じ。）をした場合には、その積立金の取崩額を「減②」に記載するとともに、「繰越損益金 26」の「増③」の金額に含まれることになります。 なお、この場合に会社法第 445 条第 4 項又は平成 17 改正前の商法第 288 条の規定により積み立てた剰余金の配当若しくは利益の配当又は中間配当に係る利益準備金の額は、「利益準備金 1」の「増③」に記載します。 (5) 適格合併又は適格分割型分割により被合併法人又は分割法人から引継ぎを受けた利益積立金額がある場合には、令第 9 条第 1 項第 2 号又は第 3 号《適格組織再編成により引継ぎを受ける利益積立金額等》に規定する金額を「増③」に記載します。 (6) 適格合併に該当しない合併により合併法人が有する法第 24 条第 2 項《配当等の額とみなす金額》に規定する抱合株式について令第 9 条第 1 項第 2 号の 2 の親法人株式が交付されずに株式割当等を受けたものとみなされる場合には、同号に規定する金額を「増③」に記載します。 (7) 適格分割型分割により分割承継法人に引き継いだ利益積立金額がある場合には、令第 9 条第 1 項第 9 号に規定する金額を「減②」に記載します。 (8) 資本の払戻し等及び自己株式の取得等により払い戻した利益積立金額がある場合には、「減②」に記載します。 (9) 減価償却資産につき減価償却超過額（法第 31 条第 4 項《減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法》に規定する損金の額に算入されなかった金額をいいます。）がある場合において、その減価償却資産につき令第 48 条第 5 項第 3 号ハ《減価償却資産の償却の方法》に規定する評価損が生じたときには、その評価損はまずその減価償却超過額からなるものとして、その評価損の金額と減価償却超過額の金額（その減価償却資産に係る前期から繰り越された減価償却超過額と当期の償却超過額との合計額）とのいずれか少ない金額を、「区分」の欄に「減価償却超過額」と記載した欄の「減②」に記載するとともに、その減価償却資産に係る評価損の金額を「減②」に記載した同欄の上段に△印を付して記載します。 (注) (5)から(7)までの場合には、被合併法人又は分割法人から引継ぎを受けた利益積立金額、合併法人において増加する利益積立金額及び分割承継法人に引き継ぐ利益積立金額が、この表の左余白に記載された検算式と不適合となります。	また、当期末後、当期の決算の確定の日までに剰余金の処分により積み立てた準備金等の金額で損金の額に算入するものについては、別表四において「減算」欄に記載した金額を「当期の増減」の「増③」に△印を付して記載します（その積立額は、翌期において「当期の増減」の「増③」に記載します。）。 (3) 剰余金の配当、利益の配当若しくは中間配当又はこれらに係る利益準備金の積立てのために取り崩した繰越利益金の額は、「繰越損益金 26」の「減②」の金額に含まれることになります。
「繰越損益金 26」	「期首現在利益積立金額①」には、前期繰越利益金を黒書し、前期繰越欠損金を△印を付して記載し、同一金額を	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	「減②」に記載することによって「期首現在利益積立金額①」を0とし、改めてその事業年度の繰越利益剰余金の当期末残高を「当期の増減」の「増③」に記載します。	
「未納法人税（附帯税を除く。）28」	所得に対する法人税（リース特別控除取戻税額、連結納税の承認の取消しに係る特別控除取戻税額、使途秘匿金の支出の額に対する法人税、土地譲渡利益金額に対する法人税及び同族会社の留保金額に対する法人税を含みます。）の本税の額を記載します。	
「当期の増減」の「増③」の「未納法人税等」の「確定」の各欄	この申告により納付すべき法人税、道府県民税又は市町村民税の額について別表五(二)の「期末現在未納税額⑥」の「4」、「10」及び「15」の本書の金額をそれぞれ記載します。	別表五(二)の「期末現在未納税額⑥」の「4」、「10」及び「15」に外書(△印)の金額がある場合（すなわち、中間納付額の還付金がある場合）には、「3」から「25」までの空欄に「未収還付法人税」等と記載の上、「当期の増減」の「増③」にその金額（△印は付けません。）を記載します。

(3) 根拠条文

法28、令9

2 資本金等の額の計算に関する明細書

(1) この明細書の用途

この明細書は、法第2条第16号及び令第8条《資本金等の額》に規定する資本金等の額を計算するために使用します。

(2) 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「区分」の「34」及び「35」の空欄	「資本金又は出資金 32」及び「資本準備金 33」以外の資本金等の額について、その名称を記載します。	
「期首現在資本金等の額①」	前期分のこの明細書の「差引翌期首現在資本金等の額④」又は平成18年改正前規則別表五(一)の「Ⅱ 資本積立金額の計算に関する明細書」の「差引翌期首現在資本積立金額④」の各欄の金額(更正又は決定があった場合には、その際にお知らせしてある金額)を移記します。	この申告が中間申告であるときは、この欄だけを記載し、「当期の増減」及び「差引翌期首現在資本金等の額④」欄の記載は必要ありません。
「当期の増減」	(1) 令第8条第1項第1号から第14号までに掲げる金額を「資本準備金 33」から「35」までの各欄の「増③」に記載します。 具体的には、次のような項目と金額になります。 ① 株式の発行(出資を含みます。)又は自己の株式の譲渡をした場合(令第8条第1項第1号イからリまでに掲げる場合を除きます。)に払い込まれた金銭の額及び給付を受けた金銭以外の資産の価額その他の対価の額に相当する金額からその発行により増加した資本金の額又は出資金の額(法人の設立による株式の発行にあっては、その設立の時点における資本金の額又は出資金の額)を減算した金額 ② 新株予約権の行使によりその行使をした者に自己の株式を交付した場合のその行使に際して払い込まれた金銭の額及び給付を受けた金銭以外の資産の価額(新株予約権が付された新株予約権付社債についての社債にあっては、その行使の直前のその社債の帳簿価額)並びにその直前の新株予約権の帳簿価額に相当する金額の合計額からその行使に伴う株式の発行により増加した資本金の額を減算した金額 ③ 取得条項付新株予約権(取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債を含みます。)についての取得事由の発生による取得の対価として自己の株式を交付した場合のその取得の直前の取得条項付新株予約権の帳簿価額(新株予約権付社債にあっては、その直前の新株予約権付社債の帳簿価額)に相当する金額からその取得に伴う株式の発行により増加した資本金の額を減算した金額 ④ 協同組合等及び令第8条第1項第4号イからハまでに掲げる法人が新たにその出資者となる者から徴収した加入金の額 ⑤ 合併により移転を受けた資産及び負債の純資産価額(令第8条第1項第5号に規定する金額)からその合併による増加資本金額等(令第8条第1項第5号に規定	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	する金額)を減算した金額 ⑥ 分割型分割により移転を受けた資産及び負債の純資産価額(令第8条第1項第6号に規定する金額)からその分割型分割による増加資本金額等(令第8条第1項第6号に規定する金額)を減算した金額 ⑦ 分社型分割により移転を受けた資産及び負債の純資産価額(令第8条第1項第7号に規定する金額)からその分社型分割による増加資本金額等(令第8条第1項第7号に規定する金額)を減算した金額 ⑧ 適格現物出資により移転を受けた資産等の帳簿価額から適格現物出資により増加した資本金の額又は出資金の額を減算した金額 ⑨ 非適格現物出資(法第62条の8第1項の規定の適用を受けるものに限り、)により現物出資法人に交付した被現物出資法人の株式の価額から非適格現物出資により増加した資本金の額又は出資金の額を減算した金額 ⑩ 適格事後設立により資産の移転を受け、又はこれと併せて負債の移転を受けた場合における帳簿価額修正益に相当する金額 ⑪ 株式交換により移転を受けた株式交換完全子法人の株式の取得価額から株式交換による増加資本金額等(令第8条第1項第11号に規定する金額)を減算した金額 ⑫ 株式移転により移転を受けた株式移転完全子法人の株式の取得価額から株式移転の時の資本金の額等(令第8条第1項第12号に規定する金額)を減算した金額 ⑬ 資本金の額又は出資金の額を減少した場合のその減少した金額に相当する金額 ⑭ 財団である医療法人又は社団である医療法人で持分の定めがないものがその設立について贈与又は遺贈を受けた金銭の額又は金銭以外の資産の価額(これらの資産につき贈与税又は相続税を納付する場合には、その贈与税又は相続税の額に相当する金額を控除した金額) (2) 令第8条第1項第15号から第21号までに掲げる金額を△印を付して「資金準備金 33」から「35」までの各欄の「増③」欄に記載します。 具体的には、次のような項目と金額になります。 ① 準備金の額若しくは剰余金の額を減少して資本金の額若しくは出資金の額を増加した場合のその増加した金額又は再評価積立金を資本に組み入れた場合のその組み入れた金額に相当する金額 ② 分割法人の非適格分割型分割の日の前日の属する事業年度終了の時の資本金等の額に分割移転割合を乗じて計算した金額(令第8条第1項第16号に規定する金額) ③ 分割法人が適格分割型分割により分割承継法人に移転をした資産の期末時の帳簿価額から移転をした負債の期末時の帳簿価額及び適格分割型分割に係る減少利益積立金額を減算した金額 ④ 適格事後設立により資産の移転を受け、又はこれと併せて負債の移転を受けた場合における帳簿価額修正	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	損に相当する金額 ⑤ 資本の払戻し等（資本の払戻し及び解散による残余財産の一部の分配をいいます。）に係る減資資本金額（令第8条第1項第19号に規定する金額） ⑥ 自己の株式の取得等をした場合（法第24条第1項第4号から第6号までに掲げる事由により金銭その他の資産を交付した場合）の取得資本金額（令第8条第1項第20号に規定する金額） ⑦ 自己の株式の取得（みなし配当が生じないもの及び対価の交付がないものに限ります。）の対価の額に相当する金額（令第8条第1項第21号イからトまでに掲げる事由による取得にあつてはこれらに定める金額）	

(3) 根拠条文

法2十六、令8